

投資信託説明書
(交付目論見書)使用開始日
2026年5月25日野村シュローター欧州ハイ・イールド
債券ファンド(為替ヘッジあり) 年1回決算型
(為替ヘッジなし) 年1回決算型

追加型投信／海外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104 〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジあり	追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 低格付債))	年1回	欧州	ファンド・ オブ・ファンズ	あり (フルヘッジ)
為替ヘッジなし								なし

*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でご覧頂けます。

<委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2026年3月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：84兆7708億円（2026年2月27日現在）

この目論見書により行なう野村シュロージャー欧州ハイ・イールド債券ファンド（為替ヘッジあり／為替ヘッジなし）年1回決算型の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年5月8日に関東財務局長に提出しており、2026年5月24日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

高水準のインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目的として運用を行ないます。

■ ファンドの特色

主要投資対象

世界各国の企業が発行するユーロ建ての投資適格未満（ハイ・イールド）の固定利付債券および変動利付債券を実質的な主要投資対象[※]とします。

※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資法人や「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

投資方針

ファンドは投資する外国投資法人において、為替ヘッジを行なう「為替ヘッジあり」と為替ヘッジを行なわない「為替ヘッジなし」から構成されています。

- 各々以下の外国投資法人である「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・ハイ・イールド IZディストリビューション」および国内投資信託「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」を投資対象とします。

ファンド名	投資対象とする外国投資法人の円建ての外国投資証券
為替ヘッジあり	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・ハイ・イールド IZディストリビューション 円ヘッジシェアクラス
為替ヘッジなし	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・ハイ・イールド IZディストリビューション 円シェアクラス

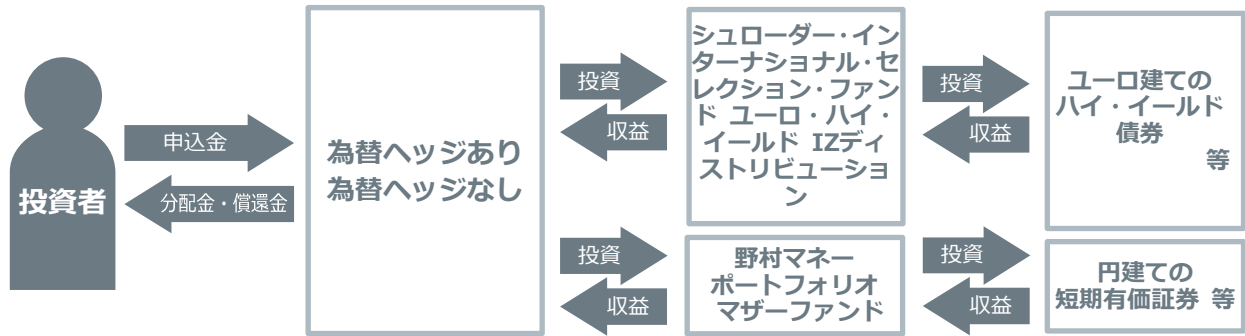
- 通常の状態においては、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・ハイ・イールド IZディストリビューション」への投資を中心とします[※]が、投資比率には特に制限は設けず、各証券の収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。

※通常の状態においては、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・ハイ・イールド IZディストリビューション」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



ファンドの目的・特色

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

投資対象とする外国投資法人の概要

シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・ハイ・イールド
 IZディストリビューション 円ヘッジシェアクラス/円シェアクラス
 (ルクセンブルグ籍外国投資法人)

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	世界各国の企業が発行するユーロ建ての投資適格未満（ハイ・イールド）の固定利付債券および変動利付債券を主要投資対象とします。
運用の基本方針および主な投資制限	<p>世界各国の企業が発行するユーロ建ての投資適格未満（ハイ・イールド）の固定利付債券および変動利付債券に投資することによって、中長期的に運用資産の成長とインカムゲインの獲得を目指します。</p> <p>※ 運用資産の成長とインカムゲインの獲得を保証するものではありません。</p> <p>※ 欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行いません。</p> <p>■ ファンドはアクティブに運用され、世界各国の政府、政府機関、国際機関および企業が発行するユーロ建ての固定利付債券・変動利付債券への投資割合は資産の3分の2以上とします。</p> <p>■ 投資適格未満の固定利付債券・変動利付債券（S&P グローバル・レーティングによる格付あるいは他社同等格付が投資適格未満の債券）への投資割合（直接またはクレジットデフォルトスワップおよび同指数を含む間接的な投資割合）は資産の3分の2以上とします。</p> <p>■ 偶発転換社債（CoCo債）への投資割合は資産の15%以下とします。</p> <p>■ その他の証券（他の資産クラスを含む）、国・地域・業種または通貨、短期金融資産等への直接または間接的な投資割合は資産の3分の1以下とし、現金を保有することがあります。</p> <p>■ ユーロ建て以外の資産に投資を行なった場合は、原則として当該資産にかかる通貨を売り、ユーロを買う為替取引を行いません。</p> <p>■ 円ヘッジシェアクラスは、原則として、純資産総額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り円買いの為替取引を行いません。円シェアクラスは、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>■ 収益の追求、リスクの低減または資産の効率的な運用のためにデリバティブ取引を活用することがあります。デリバティブの原資産に対してロングポジション、ショートポジションを構築するために、デリバティブ取引を活用することがあります。</p>
収益分配方針	四半期毎にインカムゲインを元に収益分配を行いません。
償還条項	外国投資法人の取締役会による償還決議がなされた場合などには、償還となります。
＜主な関係法人＞	
運用会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
管理事務代行会社 保管銀行	J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店
管理会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント（ヨーロッパ） エス・エイ
＜管理報酬等＞	
信託報酬	純資産総額の0.538%（年率）
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
その他の費用	保管費用、投信計理費用および管理事務費用（為替取引にかかる事務費用を含む）等。

上記のほか、一般社団法人資産運用業協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

* 上記は2026年5月8日現在のものであり、今後変更となる場合があります。



ファンドの目的・特色

「野村マネーポートフォリオ マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

スイッチング

「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」間でスイッチングができます。
(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)

主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への直接投資は行ないません。
デリバティブの利用	デリバティブの直接利用は行ないません。
投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

分配の方針

原則、毎年10月19日※（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

※初回は2026年10月19日となります。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、原則として基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

債券価格変動リスク

- ・債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうハイ・イールド債券等の格付けの低い債券については、格付けの高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。
 - ・ファンドは、実質的に企業の信用リスクを対象としたデリバティブ取引等を活用しますので、参照企業の信用度の変動による当該デリバティブ取引等の価格変動の影響を受けます。
 - ・ファンドの実質的な投資対象に含まれるハイブリッド証券については、一般に、繰上償還条項が設定されているため、発行体の企業業績、市況動向、制度変更等の事情により、価格が大きく変動する可能性が高いと想定されます。
- ハイブリッド証券の中でも、CoCo債は発行体が実質破綻状態にあると規制当局が判断した場合や、自己資本比率が基準値を下回るなどの事象が発生した場合には、元本の一部もしくはすべてが削減される、または強制的に発行体の普通株式に転換されるリスクがあります。元本の一部もしくはすべてが削減される場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。普通株式に転換される場合、転換後の株式の価格は元本を大きく下回る可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。ファンドは実質的にCoCo債に投資を行なう場合があり、これらの影響を受けます。また、普通株式に転換された場合には、株価変動リスクを負うこととなります。



投資リスク

為替変動リスク

各ファンドの為替変動リスクは以下の通りです。

・為替ヘッジなし

投資対象である外国投資証券の組入資産（ユーロベース）※について、原則として対円で為替ヘッジを行ないませんので、ユーロの対円での為替変動の影響を受けます。

※ユーロ建て以外の資産に投資を行ない、当該資産にかかる通貨売り、ユーロ買いの為替取引を行なった場合も含まれます。

また、ユーロ建て以外の資産に投資を行なった場合は、原則として当該資産にかかる通貨を売り、ユーロを買う為替取引を行ないませんが、当該資産の額と当該資産にかかる通貨の売りの額は必ずしも一致しないため、当該資産にかかる通貨の対円での為替変動の影響を受ける場合もあります。

・為替ヘッジあり

投資対象である外国投資証券の組入資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、完全にヘッジすることは出来ませんので、当該組入資産にかかる通貨の対円での為替変動の影響を受ける場合があります。

また、円金利が組入資産の通貨の金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 各ファンドが各々投資対象とする外国投資証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- 投資対象とする外国投資法人においては、当該外国投資法人全体で一定規模以上の純資金流出が生じた場合、当該流出に伴う組入有価証券の売買にかかるコスト等を反映させるため、純資産価格の計算において一定の調整（価格の増減）が行なわれる場合があります。その場合、ファンドの基準価額は、かかる一定の調整が行なわれた純資産価格を用いて計算されますので、ファンドの基準価額も影響を受けます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。



投資リスク

- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象市場の急変時や流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- ハイブリッド証券の弁済順位は、一般的に株式に優位し普通社債に劣後するため、発行体の破綻時における弁済順位が普通社債等優先される債務に対して後順位となります。ハイブリッド証券の中でも、CoCo債の元本が削減される場合には、法的弁済順位に関わらず普通株式よりも先に損失を負担することがあります。
- ハイブリッド証券には、設定された繰上償還が実施されなかった場合に利息や配当が変動になる性質を持つもの等があり、ファンドはそれらにも投資を行いません。
- 今後、ハイブリッド市場において制度変更や新たな規制の導入がある場合には、対象市場が著しく縮小する可能性があります。
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。
※流動性リスク管理について
流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



投資リスク

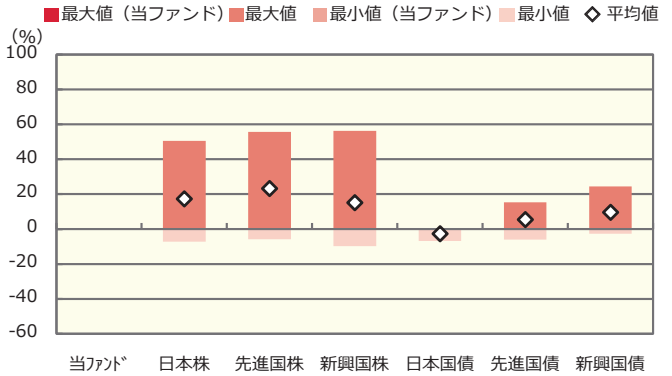
■ リスクの定量的比較 (2021年4月末～2026年3月末：月次)

■ 為替ヘッジあり、為替ヘッジなし

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	—	50.5	55.7	56.3	0.6	15.3	24.5
最小値 (%)	—	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値 (%)	—	17.4	23.3	15.1	△ 2.6	5.4	9.5

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2021年4月から2026年3月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため掲載していません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・配当込みTOPIX (「東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売上の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスも法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASD、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



運用実績 (2026年5月8日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

■ 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

■ 分配の推移

該当事項はありません。

■ 主要な資産の状況

該当事項はありません。

■ 年間収益率の推移

該当事項はありません。なお、ファンドにベンチマークはありません。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

購 入 単 位	1口単位または1円単位
購 入 価 額	【当初申込期間】(2026年5月25日から2026年6月11日まで) 1口あたり1円 【継続申込期間】(2026年6月12日から2027年7月15日まで) 購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)
購 入 代 金	【当初申込期間】 2026年6月11日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 【継続申込期間】 販売会社の定める期日までにお支払いください。
購 入 に 際 し て	販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。
換 金 単 位	1口単位または1円単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。
申 込 締 切 時 間	【当初申込期間】販売会社が定める時間とします。 【継続申込期間】原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 (販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。)
購 入 の 申 込 期 間	【当初申込期間】2026年5月25日から2026年6月11日まで 【継続申込期間】2026年6月12日から2027年7月15日まで *継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」間でスイッチングができます。 なお、「野村シュローダー欧州ハイ・イールド債券ファンド(為替ヘッジあり)年4回決算型」「野村シュローダー欧州ハイ・イールド債券ファンド(為替ヘッジなし)年4回決算型」の換金代金をもって、「為替ヘッジあり」「為替ヘッジなし」へのスイッチングが可能です。 スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。 (販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。)
申 込 不 可 日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が以下のいずれかに該当する場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。 ・復活祭(イースター)の直前の金曜日(グッドフライデー) ・復活祭(イースター)直後の月曜日(イースターマンデー) ・メーデー(5月1日) ・クリスマスイブ(12月24日) ・クリスマスデー(12月25日) ・クリスマスデーの翌日(12月26日) ・主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券において、投資配分比率が高い市場の休日や休場で、取得、換金の申込みの受け付けを行わないものとして外国投資法人の管理会社が指定する日



手続・手数料等

購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。
信託期間	2036年10月20日まで（2026年6月12日設定）
繰上償還	各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資法人の外国投資証券が存続しないこととなる場合等には償還となります。 また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年10月19日（休業日の場合は翌営業日）。初回決算日は2026年10月19日。
収益分配	年1回の決算時に分配を行いません。（再投資可能）
信託金の限度額	各ファンドにつき、1000億円
公告	原則、 https://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。 * 上記は2026年3月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。



手続・手数料等

■ ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用																				
購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) 以内 で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。																			
信託財産留保額	ありません																			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用																				
運用管理費用 (信託報酬)	<p>信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間(第1計算期間を除きます。)の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.935% (税抜年0.85%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">支払先の配分(税抜) および 役務の内容</td> <td>委託会社</td> <td>ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.27%</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等</td> <td>年0.55%</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.03%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">投資対象とする外国投資証券の信託報酬率</td> <td>年0.538%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">実質的な負担^(注)</td> <td>年1.473% 程度 (税込)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ファンドが投資対象とする外国投資証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。</p>	信託報酬率		年0.935% (税抜年0.85%)	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.27%	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.55%	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%	投資対象とする外国投資証券の信託報酬率		年0.538%	実質的な負担 ^(注)		年1.473% 程度 (税込)
	信託報酬率		年0.935% (税抜年0.85%)																	
	支払先の配分(税抜) および 役務の内容	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.27%																
		販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.55%																
		受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.03%																
	投資対象とする外国投資証券の信託報酬率		年0.538%																	
実質的な負担 ^(注)		年1.473% 程度 (税込)																		
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ ファンドに関する租税 <p style="text-align: right;">等</p>																			



手続・手数料等

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び 償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

* 上記は2026年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在（2026年5月8日現在）、運用報告書が存在しないため、参考情報として記載する該当事項はありません。

